

らせ



平成10年 商工業実態基本調査

この調査は、平成10年6月30日を基準日とし、中小商工業の財務状況などの経営実態を把握し、今後の中小商工業施策の基礎資料を得ることを目的としています。市内法人、個人企業の製造業、卸売、小売業および飲食店に属する企業のうち、通商産業省が指定した企業が対象となります。

調査対象となられた企業は、お手数でもよろしくご協力をお願いします。

問合先 商工観光課

心身障害児・者 巡回相談

日時 6月26日(金)

午前10時～午後3時

整形外科は、午後1時30分～

場所 南都留合同庁舎内

都留児童相談所

担当者 精神科医師・整形外科医師外
相談内容

手足の不自由、知恵や体の発育のおくれ、ひきつけなどこれらの子どもの家庭療育のやり方や職業の適性、施設入所の相談外

※都留児童相談所まで予約の電話をお願いします。

なお、成人の知恵おくれの方の相談も受けます。相談は無料で、秘密はかたく守られます。

問合先 都留児童相談所

☎(45)7837

富士ふれあいセンター

(知的障害者関係)

☎0555(72)5533

ムササビ観察会を実施します

身近に住んでいながら、見逃しがちな自然を再発見してみませんか。今回は、ムササビの生活をそっとのぞいてみます。

日時 6月27日(土)

午後5時～8時

場所 都留市鹿留 今宮神社

定員 30名

指導員 ネイチャーセンター指導員

参加料 無料

申込先 ネイチャーセンター ☎(45)6222



建築物等実態調査

建設省では、都道府県および市区町村の協力のもとに、6月に「平成10年度建築物等実態調査」を行います。

この調査は、建築物や住宅の建築状況などを調査し、国や都道府県の住宅・建築行政などの基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。

6月10日から6月30日までの間に調査員がお伺いしますが、調査の内容については統計に関すること以外の使用はしません。市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

問合先 建設課 建築住宅係

児童手当を受給されている皆さんへ

現在児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律によって義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、6月1日現在の児童の養育状況などを確認するための大切な届けです。

該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、必ず6月30日までに市福祉事務所へ提出してください。

提出されない場合は、6月以降の児童手当の支払いが受けられません。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

◎現況届用紙

◎印鑑

◎年金加入証明書

(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のような事があった場合は、手続きをお願いします。

◆住所が変わったとき

◆公務員になったとき

◆受給者が死亡または資格を失ったとき

◆出生などにより支給要件児童数が変わったとき

提出・問合先

市福祉事務所 厚生係

結婚50年・60年該当者の方へ

市では毎年9月15日の敬老の日を基準として、本年めでたく結婚50年・60年を迎えられたご夫婦に記念品をさしあげ祝福しています。該当の方は6月30日までに、担当地区民生委員に申し出てください。

基準となる日 9月15日

50年対象者 戸籍法上昭和22年9月16日～23年9月15日までに婚姻届を提出したご夫婦。

60年対象者 戸籍法上昭和12年9月16日～13年9月15日までに婚姻届を提出したご夫婦。

問合先 市福祉事務所 老人福祉係

母子家庭医療費受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は6月30日までです。

すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には更新手続きの用紙を6月下旬に送付しますので、期限までに必ず、手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となった世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

◇18歳未満の児童(満18歳の誕生日の属する年度まで)を扶養している配偶者のない女子

◇前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なもの

印鑑、預金口座番号のわかるもの、保険証、前年の所得に対する非課税証明書(転入者の場合)

※受給資格がなくなった時には、受給者証を返還してください。

問合先 市福祉事務所 厚生係